埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会 議 事 概 要

平成22年2月22日(月) 14:00~16:00 マロウドイン熊谷

1. 開会宣言(事務局より)

2. 議事

- (1) 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会地域計画 (案) について
 - 事務局より埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)【資料2】を説明後、委員より以下のとおり意見等をいただいた。 -

【建川委員】

・事業の実施時期の中期について、指定期間は3年間との説明だが、いつからいつまで と記載したほうがよいのではないか。

【事務局】

・3年後に地域指定が解除されるか継続されるかの判断がなされると思うが、そう言った意味で具体的な年月等の記載はそぐわないことからこのような書きぶりとなっている。

【建川委員】

- ・実施主体、実施主体等について、その他事業について明記された関係者が協力しあう こととなると思うが、計画の持つ強制力、義務づけなど、どの程度自治体として関わ るものなのか、自治体が意志決定をする際に重要となるので、そう言ったことを明記 できないか。
- ・乗合タクシーやデマンドタクシーの運行とあるが、実施時期が短期でもあり、その検 討とすることはできないか。

【上岡会長】

- ・乗合タクシーやデマンドタクシーの運行に検討を加えることについて、会長として異論はないが、他の委員の方は如何ですか。→意見なし。→では、そのように修文したい。
- ・前段のご意見については、新法や基本方針をもとに判断いただくことが可能と考えます。また、実施主体等についても計画の中の注意書きによって判断いただけると考えます。

【西村委員(久世代理)】

- ・基本的な事項としてタクシーが公共交通機関として明確に位置付けられたのを踏まえて、今後、活性化に向けて取り組んでいこうということで認識しています。
- ・観光に力を入れている県も「超観光立県」と宣言し、予算も重要施策として来年度以降も展開していく予定なので、観光を含めてあらゆる面で協力できる部分でご協力させていただきたい。

【矢嶋委員(山田代理)】

・3月に合併を控えているが、その中でタクシーに関しても新しい街の交通の一つとして検討していけたらと考えています。

【高橋委員 (門倉代理)】

・第5次行田市総合振興計画の策定を始めたところ。現在、タクシーは公共交通機関と して位置付けられていないので検討したい。

【建川委員】

・今回の計画は、もとより厳しい状況を打開しようということからだと思うが、タクシーが公共交通機関だという位置付けの中で一緒になって頑張っていければと考えています。また、今検討されている交通基本法の移動の権利などが議論されていくと思うが、今回の計画をどのように当てはめていくかというのが必ず出てくると思うし、事業を進めながらそう言った面でも考えていければと思う。いずれにしても、地域の発展のために、タクシーのお力添えをいただきたい。

【斉藤委員(宇津木代理)】

・羽生市は県内で2番目に高齢率が高いところで、これから介護が大きなウェイトを占めることになるが、行政とタクシー業界がうまく連携できればと考えた。

【境野委員(反町代理)】

・コミュニティバスを運行しているが、公共交通の空白地帯も心配されている。コミバスの利用者もなかなか増えないこともあり、デマンドタクシーや乗合タクシーを検討の中で討議し積極的に活用できればと考える。

【高野委員(吉村代理)】

・公共交通としてのタクシーの位置付けを明確にし、様々な事業の取り組みがあるが、 関係者の協力のもと発展できればありがたい。福祉バス等を運営しているが、なかな か利用者も増えない。会議の内容を参考に公共交通を検討していきたい。

【今村委員(角田代理)】

・寄居町でもバスは走っているが、利用者の減少もあり、公共交通をどうするかという ことが出てくる。タクシーの活性化ということもあり、タクシーの活用を検討するう えで参考になった。

【野田委員】

・計画の中に、労働条件が厳しいという中で、労働条件の改善・向上が盛り込まれたの は意義深いものがある。計画に基づいて積極的に取り組まれるようお願いしたい。

【福島委員(秋山代理)】

・交通違反の防止、交通事故の防止など交通安全に繋がる取り組みばかりでなく、他の 防犯の取り組みの内容もあり、警察としても協力していきたい。

【飯田委員】

・ますます高齢化社会になっていくので、福祉タクシーの実現をお願いしたい。消費者 の立場として、観光立国は大切なことだが、県北地域は地域のブランド品が少なく、 タクシーが観光地へ行くにしても、地域のブランド品の品数が多ければもっとまちが 発展すると思う。

【内田委員(森村代理)】

・今の話にも触れるが、会議所としても地元の名産品の開発に取り組んでいきたい。観 光という部分で、タクシー業界とどのように協力していけるか、よく話し合いながら 進めていきたい。また、タクシー業界でいろいろ動きがあった場合に、商工会議所でも宣伝広報等などで協力していきたいと思う。

【鈴木委員(久保田代理)】

・超観光立県宣言ですが、商工会議所でも観光委員会という組織があり、観光資源の掘り起こしをやっていくこととなっている。熊谷市商店街連合会も委員会たちあがっており、市民へのアンケートをやる予定にもなっている、こういった話が進めば、タクシーとのタイアップも考えたい。

【伊勢野委員】

・現場で働いている者として感じるのは、運転者の教育意識の問題がある。どうしても 運転者の態度、接客ができていないのが現状だと思う。会社がそういう教育ができる かどうか心配。高齢化も事実。NPO 法人の有償運送とどの程度関わって、どうすみ分 けしていけるのか。公共交通といっても、バスなどとちょっと違う。どうしても接客 がなっていないのは感じている。それを変えていくのが第一の仕事と思っている。そ れができなければ、地域の方になかなか認めてもらえない。会社の教育が大事だと思 う。

【鈴木委員】

・これまで至るなかで、各自治体の皆様ほか、タクシーの現状について理解をいただけたと思う。事業者もそうだが、当事者として組合としてもどうしたらよいか真剣に考えている。接客接遇が悪くいやな思いをしたこともあると思う。組合として新法のなかで何ができるか。できることは安心安全、気持ちよく乗ってもらうタクシーを目指す。これが第一だと思うし、会社内部でも話している。事業者に願いたいのは、特定事業の全部できるとは思わないが、できることを真剣に取り組んでもらいたい。

【神宮委員】

・身に詰まる緊急事態が発生しており、リーマンショック以来、企業が厳しいので、営業のお客様がみえなくなり、稼働が少なくなり収入も減っている。世の中の活気ある動きが始まれば、庶民の足でもあるので、業界もなんとかなるかと思う。来訪者が少なくダメージが大きい。ドライバーとも話をしてこの時期を乗り切ろうと頑張っている。地域計画の内容を目標にして頑張りたい。

【安田委員】

・タクシーの売上げ極端に落ちており、厳しい状況があるが、これからタクシー事業者 に特定事業計画を出させていくこととなる。

【新井委員】

・これまでの協議会で、タクシー事業の現状を理解いただき、貴重なご意見、提言をいただいた。これからは、地域計画を受けてタクシーの適正化、活性化に向けて動く段階となる、今後もご協力願いたい。

【森委員】

・常々、業界のなかでは、直接お客さまと接する、そして安全運転に直接携わる乗務員の待遇の改善ができなければよくならないと言っている。新聞等見ても、多くの産業が経済の状況を見ながら生産調整している。タクシー業界は、需要と供給のバランスがとれないのが現状。いかに事業者が多少であれ減車をしてバランスをとって、乗務員の待遇改善、収益強化するのが新法の趣旨。どうしても需給調整をしなければならない。心配なのは、東京と地方は営業形態、経済状況が違うので、地域の状況をくみ

とってほしい。地域としての特色ある公共交通機関としての事業を運営したい。各自 治体、労働組合とも協力しあって、できるだけ効果のあるものとしたい。

【上岡委員】

- ・本日いただいた意見を反映させた地域計画案について、ただ今より議決させてもらい たい。議決にあたり、設置要綱を事務局から説明します。
 - ○事務局から設置要綱の第5条第9項(3)について説明。 また、欠席委員については、計画案について承認いただけることを確認している旨報告。

【上岡委員】

・設置要綱の議決の要件のなかで第5条第9項(3)②ですが、タクシー協会で、あらかじめ会員事業者の皆様から委任状をもらっていると聞いている。提出されている委任状が地域の車両数の過半数になっているか、確認したいと思います。

【森委員】

・各会員の委任状は過半数を超えていることを発表します。

【上岡委員】

- ・設置要綱第5条第9項(2)②は満たされていることを確認しました。それでは、委員の皆様に、本日の意見を反映、修文した地域計画案の承認について、議決をとりたいと思います。この地域計画案につきましてご承認いただけますでしょうか。異議はございませんか。反対の意見をお持ちの方はご発言願います。
 - →異議ありとの発言、反対の意見の発言はなし。
- ・それでは、異議なしということで、ただ今の議決をもって、本案を全会一致で埼玉県 県北交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画としてさせていただきます。
 - →委員から拍手。
- ・事務局から、何か連絡事項はありますか。

【事務局】

- ・本日の議決を踏まえて、法第9条第5項の規定に基づき近々に協議会としまして、会長名で公表し、埼玉運輸支局のHP上で公表したいと考えております。また、法第10条第2項の規定に基づきまして、実施主体とされた者以外の者に対しまして、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することといたします。
- ・今後は、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに地域計画に定められた目標の達成状況について検証・評価を行うこととなりますが、要綱の第5条10項において「協議会は地域計画作成後も定期的に開催することとする」となっており、次回の協議会の開催につきましては、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえまして、開催のご通知を差し上げたいと考えております。
- ・行政といたしましても、タクシー事業者に対し、本地域計画に定められた事業の推進 に向け積極的に対応して参りたいと考えております。

【上岡委員】

・それでは、最後にご意見等ありましたら、お願いしたい。

→特になし。

・委員の皆様には、大変示唆に富む貴重なご意見、活発な議論を頂き、誠にありがとう ございました。

本地域計画は本日の議決を経て成立の運びとなりましたが、この地域計画に基づいて、 今後は特に、タクシー事業者の皆様におかれましては、特定事業計画を作成、認定を 受け実施に移していくことになりますが、本法律及び本地域計画の主旨を十分にご理 解の上、地域計画に定められた事業の推進に努めて頂き、埼玉県県北交通圏における タクシー事業の適正化、活性化に取り組んで頂きたいと強く思う次第であります。

- ・また、今後、本協議会の役割は、これらの特定事業計画について進捗の度合いを確認 していくという作業となろうかと思いますので、次回以降の日程につきましては、各 事業計画の進展などを鑑みながら、また皆様方とご相談させて頂きながら決めていき たいと存じます。
- ・委員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。本日は、誠 にありがとうございました。進行を事務局に返したいと思います。

【事務局】

・今後も引き続きご協力お願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 第3回埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

資料2 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)

参考資料 観光関係者による官民の幅広い力を結集します!! (平成22年2月10日 関東運輸局 記者発表資料)

以上